

図書類及び特定玩具類の自動販売機等の設置届出等に関する事務取扱要領

平成8年3月19日制定
平成16年3月16日改正
平成19年6月1日改正
平成23年3月8日改正
平成24年4月1日改正
平成26年4月1日改正
平成29年4月1日改正
令和3年4月1日改正

1 目的

この要領は、秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和53年秋田県条例第33号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づく、図書類及び特定がん具類の自動販売機等の設置届出等に関する事務の適正な運用を図るために必要な事項を定めるものとする。

2 届出場所

自動販売機等の設置等に関する届出等の受理窓口は、あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課とする。

3 届出書類の種類

(1) 設置届

ア 自動販売機等設置届出書（別記様式第1号（秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例施行規則（昭和53年秋田県規則第64号。以下「規則」という。）第8条第2項関係）

イ 自動販売機等管理者が条例に定める義務の履行に関し、承諾していることを証する書類（別記例示2による。）及び住民票の写し

ウ 自動販売機等の設置場所の提供者が自動販売機等の設置を承諾したことを証する書類（別記例示1による。）

(2) 変更届

ア 自動販売機等設置届出に係る届出事項変更届出書（別記様式第2号（規則第8条第5項関係）

イ 自動販売機等管理者の変更は、前記例示2による書類

ウ 自動販売機等の設置場所の提供者の変更は、前記例示1による書類

(3) 廃止届

自動販売機等使用廃止届出書（別記様式第3号（規則第8条第5項関係）

4 受理等事務

(1) 窓口での確認

自動販売機等取扱業者から届出があったときは、次の事項を確認すること。

ア 届出書の記載事項に記入漏れがないかどうかを確認すること。

イ 設置届出又は変更の場合は、見取図が正確に記載されているかどうかを確認すること。

ウ 自動販売機等管理者について、個人であるかどうか、自動販売機等設置場所と同一市町村に居住している者かを住民票の写しにより確認すること。

エ 自動販売機等の設置場所が現存するかどうかを確認し、必要に応じて現地調査を行うこと。

オ 自動販売機等の設置場所の提供者が、設置を承諾しているかどうかを添付書類等により確認すること。

(2) 提出書類が不備の場合の措置

ア 届出書又は承諾書等の添付書類に所要事項が記載されていない場合、又は誤記と認められる場合には、届出者に記入又は訂正させ、添付書類に不足がある場合は補充させること。

イ 状況により、再提出期限を付して届出書等を返戻すること。

(3) 受理等

ア 届出書等（設置・変更・廃止）の記載事項等が整っているときは、すみやかに受理をすること。

イ 届出書等を受理したときは、関係書類を自動販売機番号管理簿に登載すること。

ウ 届出書等の受理が完了したときは、速やかに表示札（規則様式第2号）に届出受理番号その他所定の事項を記入し、別記様式第4号文書を添えて、手交又は郵送の方法により届出者に交付すること。

エ 表示札を交付後は、速やかに立入調査を実施し、その結果を別記様式第5号及び別記様式第6号に記載すること。

5 保存期間

廃止届出に係わる別記様式第6号については、廃止届出のあった年度の翌年度から起算して2年間保管すること。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。